



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 人事委員会規則

- *7 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則
- *8 職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
- *9 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
- *10 教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
- *11 警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
- *12 職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
- *13 教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
- *14 警察官の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
- *15 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
- *16 教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
- *17 警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
- *18 勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則
- *19 職員の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
- *20 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則
- *21 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第7号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年和歌山県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第4条中「、盲学校、ろう学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第8号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則（昭和39年和歌山県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（支給範囲及び支給区分）

第2条 管理職手当を支給される職員は、別表第1に掲げる職を占める職員とし、当該職員に支給される管理職手当の額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職員の職に係る別表第1の支給区分に応じ、別表第2の管理職手当の欄に定める額（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあっては、その額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

第3条中「）第2条第2項及び第3項」を「。以下「補償法」という。）第2条第2項」に、「地方公務員災害補償法第2条第2項及び第3項」を「同法第2条第2項」に、「第7条第2項及び第3項に規定する通勤」を「第7条第2項に規定する通勤（派遣先の業務に係る就業の場所を補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項に規定する通勤に該当するものに限る。）」に改める。

別表を次のように改める。

別表 (第 2 条関係)

支給区分 組織		部長又は 部長相当職		次長又は 次長相当職		課長又は課長相当職			課長補佐又は 課長補佐相当職		
		1 種	2 種	3 種	4 種	4 種	5 種	6 種	6 種	7 種	
知事	本 庁	理事 危機管理監 知事室長 部長 会計管理者	参事 技 監 広 報 監 監察査察監	知事室次長 局 長 室 長 監察査察監 生活安全監 参事 (本庁の局長と同等の職務を行う者に限る。)	参 事	課 長 室 長 企画員 (総務学事課に置き、本庁の課長と同等の職務を行う者に限る。)	旅券事務長 企 画 員	室 長 副 課 長 副 室 長 総括審議員 主 幹 企 画 員 総括検査員	室 長 副 課 長 副 室 長 総括課長補佐 (総務学事課に置き、本庁の副課長と同等の職務を行う者に限る。)		
	地方 機 関	共 通						企 画 員 総括専門員 総括研究員 主 幹 教 授			
	振 興 局		局 長	局 長	参 事		室 長 部 長 副 参 事 支 所 長 海南工事事務所長 ダム管理事務所長 紀の川流域下水道事務所長 京奈和高速事務所長 国道橋本建設事務所長 近畿自動車道紀南高速事務所長 国道橋本建設事務所長 近畿自動車道紀南高速事務所長	副 室 長 副 部 長 支 所 次 長 環境指導員 海南工事事務所次長 京奈和高速事務所次長 国道橋本建設事務所次長 近畿自動車道紀南高速事務所次長 切目川ダム建設事務所長 切目川ダム建設事務所次長	海南工事事務所次長		
	東京事務所			所 長			次 長	企業誘致統括員			

文 書 館				館 長		次 長	
県税事務所				所 長	企 画 員	次 長	
消 防 学 校				校 長		教 頭	
防災航空センター					所 長		
世界遺産センター						事 務 長	
環境衛生研究センター				所 長	企 画 員	次 長 部 長	
鳥獣保護センター					所 長		
動物愛護センター					所 長		
消費生活センター					所 長	次 長	
男女共生社会推進センター				所 長	企 画 員	次 長	
紀南児童相談所					所 長	分 室 長	
仙 溪 学 園					園 長	次 長	
女性相談所					所 長		
子ども・障害者相談センター				所 長		次 長	
精神保健福祉センター							所 長
保 健 所					所 長 支 所 長	次 長 支 所 次 長	
高等看護学院				学 院 長	副 学 院 長 事 務 長	教 務 主 幹	
なぎ看護学校					学 校 長		
こころの医療センター			院 長	事 務 局 長		副 院 長 事 務 局 次 長 診 療 部 長 看 護 部 長	
難病・子ども保健相談支援センター					所 長		
公営競技事					所 長	次 長	

	務所								
	工業技術センター			所 長		企 画 員	副 所 長	部 長	
	産業技術専門学院			学 院 長		学 院 長	副 学 院 長		
	農林水産総合技術センター			所 長		所 長	次 長		
						場 長	副 場 長		
						企 画 員	部 長		
	農業大学校					校 長	副 校 長		
	就農支援センター					所 長			
	ふるさと定住センター					所 長			
	農作物病害虫防除所						所 長		
	家畜保健衛生所					所 長			
	南紀白浜空港管理事務所					所 長	次 長		
	和歌山下津港湾事務所					所 長	次 長		
県	議 会		事 務 局 長	事 務 局 次 長		課 長	副 課 長	副 課 長	
							総括調査員		
教 育 委 員 会	本 庁			局 長 参 事	課 長	教 育 企 画 員	室 長	副 課 長	
					教 育 企 画 員		副 課 長	副 室 長	
					室 長		副 室 長		
							主 幹		
							教 育 企 画 員		
							総括人事主事		
							専 門 員		
地 方 機 関	教育センター 一学びの丘			所 長			副 所 長		
							教 育 相 談 室 長		
							主 幹		
	体 育 館					館 長			
	武 道 館					館 長			
	図 書 館			館 長			副 館 長		

							紀南図書館 長 総括司書 センター長 主 幹		
	近代美術館				館 長		副 館 長		
	博 物 館					館 長	副 館 長 主 幹		
	紀伊風土記 の丘					館 長	副 館 長		
	自然博物館					館 長	副 館 長 主 幹 専 門 員		
	県立学校						事 務 長		事 務 長
警 察	本 部			参 事 官		課 長 科学捜査研 究所長 監 察 官	室 長 照会センタ ー長 交通管制セ ンター長 運転免許試 験場長	次 席 副 所 長	
選 挙 管 理 委 員 会	本 庁					事 務 局 長		事 務 局 次 長	
	地 方 機 関 分 局						分 局 長		
	監 査 委 員		事 務 局 長			課 長		副 課 長 総括調査員	
	人 事 委 員 会		事 務 局 長			課 長		副 課 長	副 課 長
	労 働 委 員 会		事 務 局 長			課 長		副 課 長	
	海区漁業調整委員会								事 務 局 長

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第 2 (第 2 条関係)

ア 行政職給料表

職務の級	支給区分	管理職手当	
		再任用職員以外の職員	再任用職員
9 級	1 種	126,400円	112,900円
	2 種	101,100円	90,300円
8 級	3 種	88,500円	75,800円
	4 種	79,200円	67,800円
7 級	4 種	75,700円	62,000円
	5 種	71,200円	58,300円
	6 種	57,900円	47,400円
6 級	4 種	72,000円	54,600円
	5 種	67,700円	51,400円
	6 種	55,000円	41,700円
5 級	7 種	44,100円	32,500円

イ 研究職給料表

職務の級	支給区分	管理職手当	
		再任用職員以外の職員	再任用職員
5 級	4 種	87,100円	66,900円
4 級	4 種	76,700円	56,600円
	5 種	72,200円	53,300円
	6 種	58,700円	43,300円
3 級	6 種	52,800円	37,500円

ウ 医療職給料表(1)

職務の級	支給区分	管理職手当	
		再任用職員以外の職員	再任用職員
4 級	3 種	103,900円	88,100円
3 級	5 種	83,900円	62,500円
	6 種	68,200円	50,800円
2 級	6 種	63,000円	43,700円

エ 医療職給料表(2)

職務の級	支給区分	管理職手当	
		再任用職員以外の職員	再任用職員
7 級	5 種	72,200円	59,700円
6 級	6 種	54,700円	42,800円

オ 医療職給料表(3)

職務の級	支給区分	管理職手当	
		再任用職員以外の職員	再任用職員
6 級	5 種	71,400円	53,200円
	6 種	58,000円	43,300円

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)第19条の3の規定により管理職手当を支給される職員のうち、この規則による改正後の職員の管理職手当に関する規則(以下「新規則」という。)第2条の規定による管理職手当の額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当の額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を管理職手当として支給する。

(1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100

(2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75

(3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50

(4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

(1) この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に適用されていた給料表と同一の給料表の適用を受ける職員(以下「同一給料表適用職員」という。)であって、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のものうち、相当区分職員(同日において占めていたこの規則による改正前の職員の管理職手当に関する規則別表に掲げる職に係る同表の区分の欄に定める区分(以下「旧区分」という。)に相当する新規則別表第1の支給区分の欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職を占める職員であって施行日以後に当該職に相当する職を占めるものをいう。第3号において同じ。)

同日にその者が受けていた管理職手当の額

(2) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のものうち、下位区分相当職員(旧区分より低い区分に相当する新規則別表第1の支給区分の欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職を占める職員をいう。第4号において同じ。) 同日に当該旧区分より低い区分に相当する新規則別表第1の支給区分の欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額

(3) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、相当区分職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額

(4) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、

下位区分相当職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧区分より低い区分に相当する新規則別表第1の支給区分の欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額

(5) 施行日以後に給料表の適用を異にする異動をした職員(施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。) 人事委員会が定める額

(6) 前各号に掲げる職員のほか、施行日以後に国家公務員、職員以外の地方公務員又はこれらに準ずる者として人事委員会が定める者であったものから人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受けることとなった職員その他特別の事情があると認められる職員のうち、部内の他の職員との均衡を考慮して前各号に掲げる職員に準ずるものとして任命権者が認める職員 前各号の規定に準じて任命権者が人事委員会の承認を得て定める額

和歌山県人事委員会規則第9号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則(昭和32年和歌山県人事委員会規則第23号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「その事実の生じた日の属する月」を「その事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)」に改め、同条第3項中「職員で扶養親族たる」の次に「配偶者のないものが扶養親族たる」を加え、「職員が配偶者のない職員となった」を「職員について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は同項第3号に掲げる事実が生じた」に改める。

付則に次の1項を加える。

(読替規定)

9 平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間の別表第4の規定の適用については、これらの規定中「職員にあっては100分の15」とあるのは「職員にあっては100分の15以下」と、「職員にあっては100分の10」とあるのは「職員にあっては100分の10以下」と、「加算割合が100分の5と定められている職員の区分に属する職員としてこの表に掲げられているもの」とあるのは「加算割合を100分の10以下」とする。

別表第1高等技術専門校の項中「高等技術専門校」を「産業技術専門学院」に改める。

附 則

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成18年和歌山県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

附則第4項ただし書を削る。

和歌山県人事委員会規則第10号

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の給与に関する規則(昭和32年和歌山県人事委員会規則第24号)の一部を次のように改正する。

第9条(見出しを含む。)中「移動」を「異動」に改める。

第11条第2項中「その事実の生じた日の属する月」を「その事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)」に改め、同条第3項中「職員で扶養親族たる」の次に「配偶者のないものが扶養親族たる」を加え、「職員が配偶者のない職員となった」を「職員について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は同項第3号に掲げる事実が生じた」に改める。

第11条の2第1項第1号中「盲学校、ろう学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 条例第15条の2第1項に規定する管理職手当を支給される職員は、別表第2の職の欄に掲げる職を占める職員とし、当該職員に支給される管理職手当の額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職員の職に係る別表第2の支給区分の欄に掲げる区分に応じ、別表第2の2ア及びイの表の管理職手当の欄に掲げる額(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあっては、その額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

第11条の2第3項を削り、同条第4項中「) 第2条第2項及び第3項」を「。以下「補償法」という。) 第2条第2項」に、「地方公務員災害補償法第2条第2項及び第3項」を「同法第2条第2項」に、「第7条第2項及び第3項に規定する通勤」を「第7条第2項に規定する通勤(派遣先の業務に係る就業の場所を補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項に規定する通勤に該当するものに限る。)」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とする。

付則に次の1項を加える。

(読替規定)

10 平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間の別表第4の規定の適用については、これらの規定中「職員にあっては100分の20」とあるのは「職員にあっては100分の20以下」と、「職員にあっては100分の10」とあるのは「職員にあっては100分の10以下」と、「加算割合が100分の5と定められている職員の区分に属する職員としてこの表に掲げられているもの」とあるのは「加算割合を100分の10以下」とする。

別表第2及び別表第2の2を次のように改める。

別表第2(第11条の2関係)

職		支給区分
高等学校	(1) 12学級以上の規模の学校に置かれる校長で人事委員会が特に必要と認めるもの	1 種
	(2) 9学級以上の規模の学校に置かれる校長(第1号に掲げる校長を除く。)	2 種
	(3) 第1号及び第2号に掲げる校長以外の校長	3 種
	(4) 9学級以上の規模の学校に置かれる教頭(複数の教頭が置かれる学校にあっては、人事委員会が定めるものに限る。)	3 種
	(5) 第4号に掲げる教頭以外の教頭	4 種
特別支援学校	(1) 15学級以上の規模の学校に置かれる校長で人事委員会が特に必要と認めるもの	1 種
	(2) 12学級以上の規模の学校に置かれる校長(第1号に掲げる校長を除く。)	2 種
	(3) 第1号及び第2号に掲げる校長以外の校長	3 種
	(4) 12学級以上の規模の学校に置かれる教頭(複数の教頭が置かれる学校の教頭にあっては、人事委員会が定めるものに限る。)	3 種
	(5) 第4号に掲げる教頭以外の教頭	4 種
中学校	(1) 校長	3 種
	(2) 教頭	4 種
第11条の2第1項各号に掲げる職員		5 種

別表第2の2(第11条の2関係)

ア 高等学校等教育職員給料表

職務の級	支給区分	管理職手当	
		再任用職員以外の職員	再任用職員
4 級	1 種	78,000円	72,200円
	2 種	69,100円	63,700円
	3 種	59,900円	55,200円
3 級	3 種	58,900円	44,000円
	4 種	49,800円	37,200円
2 級	5 種	33,700円	22,400円

イ 中学校教育職員給料表

職務の級	支給区分	管理職手当	

		再任用職員以外 の職員	再任用職員
4 級	3 種	57,000円	53,900円
3 級	4 種	48,200円	36,400円

別表第2の3を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号）第15条の2の規定により管理職手当を支給される職員のうち、この規則による改正後の教育職員の給与に関する規則（以下「新規則」という。）第11条の2第2項の規定による管理職手当の額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当の額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。

- (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
- (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
- (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
- (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

(1) この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に適用されていた給料表と同一の給料表の適用を受ける職員（以下「同一給料表適用職員」という。）であって、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、相当区分職員（同日において占めていたこの規則による改正前の教育職員の給与に関する規則第11条の2第2項各号に規定する率ごとの管理職手当の支給を受けていた職の区分（以下「旧区分」という。）に相当する新規則別表第2の支給区分の欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職を占める職員であって施行日以後に当該職に相当する職を占めるものをいう。第3号において同じ。） 同日にその者が受けていた管理職手当の額

(2) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、下位区分相当職員（旧区分より低い区分に相当する新規則別表第2の支給区分の欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職を占める職員をいう。第4号において同じ。） 同日に当該旧区分より低い区分に相当する新規則別表第2の支給区分の欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額

(3) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属して

いた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、相当区分職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額

(4) 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、下位区分相当職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧区分より低い区分に相当する新規則別表第2の支給区分の欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額

(5) 施行日以後に給料表の適用を異にする異動をした職員（施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。） 人事委員会が定める額

(6) 前各号に掲げる職員のほか、施行日以後に国家公務員、職員以外の地方公務員又はこれらに準ずる者として人事委員会が定める者であったものから人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受けることとなった職員その他特別の事情があると認められる職員のうち、部内の他の職員との均衡を考慮して前各号に掲げる職員に準ずるものとして任命権者が認める職員 前各号の規定に準じて任命権者が人事委員会の承認を得て定める額

（教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

4 教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

附則第4項ただし書を削る。

和歌山県人事委員会規則第11号

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
警察職員の給与に関する規則（昭和29年和歌山県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「その事実の生じた日の属する月」を「その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）」に改め、同条第3項中「警察官で扶養親族たる」の次に「配偶者のないものが扶養親族たる」を加え、「警察官が配偶者のない警察官となった」を「警察官について当該警察官の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は同項第3号に掲げる事実が生じた」に改める。

第10条第1項を次のように改める。

条例第18条第1項に規定する管理職手当を支給される警察官は、別表第2の2の職の欄に掲げる職を占める警察官とし、当該警察官に支給される管理職手当の額は、当該警察官の属する職務の級及び当該警察官の職に係る別表第2の2の支給区分の欄に掲げる区分に応じ、別表第2の3の管理職手当の欄に掲げる額（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める警察官にあつては、その額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

第10条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「」第2条第2項及び第3項を「。以下「補償法」という。）第2条第2項」に、「地方公務員災害補償法第2条第2項及び第3項」を「同法第2条第2項」に、「第7条第2項及び第3項に規定する通勤」を「第7条第2項に規定する通勤（派遣先の業務に係る就業の場所を補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所をみなした場合に同項に規定する通勤に該当するものに限る。）」に改め、同項を同条第2項とし、同条第5項を同条第3項とする。

第14条第1項第1号中「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

附則に次の1項を加える。

（読替規定）

5 平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間の別表第4の規定の適用については、これらの規定中「警察官にあつては100分の15」とあるのは「警察官にあつては100分の15以下」と、「警察官にあつては100分の10」とあるのは「警察官にあつては100分の10以下」と、「加算割合が100分の5と定められている警察官の区分に属する警察官としてこの表に掲げられているもの」とあるのは「加算割合を100分の5以下」とする。

別表第2の次に次の2表を加える。

別表第2の2（第10条関係）

職		支給区分
警察本部	(1) 部長	1 種
	(2) 参事官及び首席監察官	2 種
	(3) 理事官、課長及び隊長（機動捜査隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊に置くものに限る。）	3 種
	(4) 監察官	
	(5) 室長、照会センター長、少年サポートセンター長、警察航空隊長	4 種
	(6) 次席及び副隊長（機動捜査隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊に置くものに限る。）	5 種
警察	(1) 警察学校長	1 種

本部以外	(2) 警察署長（岩出警察署、和歌山東警察署、和歌山西警察署、和歌山北警察署、御坊警察署、田辺警察署及び新宮警察署に置くものに限る。）	2 種
	(3) 警察署長（橋本警察署、妙寺警察署、海南警察署、有田警察署、湯浅警察署、白浜警察署及び串本警察署に置くものに限る。）	3 種
	(4) 警察学校の副校長	4 種
	(5) 警察署の副署長	
	(6) 警察署の次長	5 種

別表第2の3（第10条関係）

職務の級	支給区分	管理職手当	
		再任用警察官以外の警察官	再任用警察官
9 級	1 種	94,800円	83,800円
	2 種	90,100円	79,600円
8 級	3 種	77,600円	65,700円
7 級	3 種	77,300円	59,400円
	4 種	72,700円	56,000円
	5 種	59,100円	45,500円
6 級	5 種	56,400円	42,300円

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第29号）第18条の規定により管理職手当を支給される警察官のうち、この規則による改正後の警察職員の給与に関する規則（以下「新規則」という。）第10条第1項の規定による管理職手当の額が経過措置基準額に達しないこととなる警察官には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当の額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。

(1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100

(2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75

(3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50

(4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる警察官の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

(1) この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前

日に適用されていた給料表と同一の給料表の適用を受ける警察官(以下「同一給料表適用警察官」という。)であって、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する警察官以外のものうち、相当区分警察官(同日において占めていたこの規則による改正前の警察職員の給与に関する規則第10条第2項に規定する率ごとの管理職手当の支給を受けていた職の区分(以下「旧区分」という。)に相当する新規別表第2の2の支給区分の欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職を占める警察官であって施行日以後に当該職に相当する職を占めるものをいう。第3号において同じ。) 同日にその者が受けていた管理職手当の額

(2) 同一給料表適用警察官であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する警察官以外のものうち、下位区分相当警察官(旧区分より低い区分に相当する新規別表第2の2の支給区分の欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職を占める警察官をいう。第4号において同じ。) 同日に当該旧区分より低い区分に相当する新規別表第2の2の支給区分の欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額

(3) 同一給料表適用警察官であって施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、相当区分警察官 同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額

(4) 同一給料表適用警察官であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、下位区分相当警察官 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧区分より低い区分に相当する新規別表第2の2の支給区分の欄に掲げる区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額

(5) 施行日以後に給料表の適用を異にする異動をした警察官(施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった警察官を除く。) 人事委員会が定める額

(6) 前各号に掲げる警察官のほか、施行日以後に国家公務員、警察官以外の地方公務員又はこれらに準ずる者として人事委員会が定める者であったものから人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受けることとなった警察官その他特別の事情があると認められる警察官のうち、部内の他の警察官との均衡を考慮して前各号に掲げる警察官に準ずるものとして任命権者が認める警察官前各号の規定に準じて任命権者が人事委員会の承認を得て定める額

(警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

4 警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平

成18年和歌山県人事委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

附則第4項ただし書を削る。

和歌山県人事委員会規則第12号

職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職員特別勤務手当に関する規則(平成3年和歌山県人事委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第2項」を「第10条第2項」に改め、同条第1号中「別表」を「別表第1」に改める。

第2条第1項各号列記以外の部分中「支給割合」を「支給区分」に改め、同項第1号中「支給割合」を「支給区分」に改め、同号ア中「100分の25及び100分の20」を「1種及び2種」に改め、同号イ中「100分の18」を「3種」に改め、同号ウ中「100分の16及び100分の15」を「4種及び5種」に改め、同号エ中「100分の13及び100分の12」を「6種」に改め、同号オ中「100分の10」を「7種」に改め、同項第2号中「第4条第1項」を「第7条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第13号

教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則(平成3年和歌山県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「規則第11条の2第2項に規定する管理職手当の支給割合」を「規則別表第2の支給区分の欄に掲げる区分」に改め、同項第1号中「100分の16」を「1種」に改め、同項第2号中「100分の14及び100分の12」を「2種及び3種」に改め、同項第3号中「100分の10及び100分の8」を「4種及び5種」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第14号

警察官の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

警察官の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

警察官の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成3年和歌山県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第10条第1項各号」を「別表第2の2の職の欄」に改める。

第2条第1項中「第10条第2項に規定する管理職手当の支給割合」を「別表第2の2の支給区分の欄に掲げる区分」に改め、同項第1号中「100分の20」を「1種」に改め、同項第2号中「100分の18」を「2種」に改め、同項第3号中「100分の16及び100分の15」を「3種及び4種」に改め、同項第4号中「100分の12」を「5種」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第15号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第20条中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項を同条第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 前項の規定により職員を昇格させる場合には、その者の勤務成績が良好であることが明らかでなければならない。

第33条中「1月1日」を「4月1日」に改める。

第37条第5項中「第42条」を「第43条」に改める。

別表第1のアの表中

8 級	1 本庁の部に置かれる局の 2 審議監の職務 3 振興局長の職務 4 困難な業務を行う参事の
9 級	1 本庁の部長の職務 2 本庁（和歌山海区漁業調整委員会事務局及び東京事務所長の職務 3 困難な業務を行う審議監 4 困難な業務を行う振興局 5 特に困難な業務を行う参

長の職務
職務
整委員会事務局を除く。）の事務局長 の職務 長の職務 事の職務

8 級	1
	2
	3
9 級	1
	2
	3
	4

本庁の部に置かれる局の長の職務
振興局長及び東京事務所長の職務
困難な業務を行う参事の職務

本庁の部長の職務
本庁（和歌山海区漁業調整委員会事務局を除く。）の事務局長
困難な業務を行う振興局長の職務
特に困難な業務を行う参事の職務

の職務

に改め、同表の備考の第4項中「管理官」と

の次に「、8級の項中「困難な業務を行う参事」とあるのは「参事官」と」を加える。

別表第1のオの表7級の項及び備考を削る。

別表第3の1の部6の項第3号中「限る。）」の次に「の卒業」を加え、同表2の部2の項第3号中「、盲学校、ろう学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改め、「限る。）」の次に「の卒業」を加え、同表3の部1の項第1号中「、盲学校、ろう学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改め、同部2の項第1号中「盲学校、ろう学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改め、同表4の部第1号中「盲学校、ろう学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

別表第9の表中「及び第3項」を削り、同表の備考を次のように改める。

備考 和歌山県職員定数条例（平成9年和歌山県条例第2号）第2条第2項第1号に規定する職員、外国派遣職員、公益法人等派遣職員及び公益法人等派遣条例第12条第1号に規定する退職派遣者に関するこの表の適用については、派遣先の業務、公益法人等派遣条例第2条第3項に規定する派遣先団体において就いていた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「保険法」という。）第7条第2項に規定する通勤（当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項に規定する通勤に該当するもの

に限る。)を含む。)及び公益法人等派遣条例第10条に規定する特定法人において就いていた業務(保険法第7条第2項に規定する通勤を含む。)を公務とみなす。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成19年4月1日から施行する。
(昇給日の変更に伴う特定職員の昇給区分及び昇給の号給数)
- 平成19年4月1日におけるこの規則による改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第37条に規定する特定職員の昇給区分及び昇給の号給数については、同条の規定にかかわらず、任命権者が人事委員会の承認を得て定めるものとする。

(職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

- 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成18年和歌山県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

附則第6項中「第6項」を「第5項」に改める。

附則第10項中「平成22年1月1日前」を「平成22年4月1日前」に、「平成22年1月1日以後」を「平成22年4月1日以後」に、「属する年の11月1日」を「属する年度の2月1日」に、「同年の10月1日」を「同年度の1月1日」に、「同年の翌年の1月1日」を「同年度の翌年度の4月1日」に、「平成19年1月1日から平成22年1月1日」を「平成19年4月1日から平成22年4月1日」に改める。

和歌山県人事委員会規則第16号

教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(平成5年和歌山県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第10条第1号中「第1号又は第2号」を削る。

第11条第2項中「第1号若しくは第2号」を削る。

第15条第1項中「第37条第1項」を「第33条第1項」に改める。

第18条中「次に掲げる」を「特殊の技術、経験等を必要とする職に職員を採用しようとする」に改め、同条各号を削る。

第20条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 前項の規定により職員を昇格させる場合には、その者の勤務成績が良好であることが明らかでなければならない。

第28条中「1月1日」を「4月1日」に改める。

別表第1のアの表(2級の項を除く。)中「盲学校、ろう学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改め、同表2級の項3の規定中「盲学校、ろう学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改める。

別表第3の1の部6の項第3号中「限る。)」の次に「の卒業」を加え、同表2の部2の項第3号中「盲学校、ろう学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改め、「限る。)」の次に「の卒業」を加え、同表3の部1の項第1号中「盲学校、ろう学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改め、同部2の項第1号中「盲学校、ろう学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改め、同表4の部第1号中「盲学校、ろう学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

別表第9の表中「及び第3項」を削り、同表の備考を次のように改める。

備考 外国派遣職員、公益法人等派遣職員及び公益法人等派遣条例第12条第1号に規定する退職派遣者に関するこの表の適用については、派遣先の業務、公益法人等派遣条例第2条第3項に規定する派遣先団体において就いていた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「保険法」という。)第7条第2項に規定する通勤(当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項に規定する通勤に該当するものに限る。)を含む。)及び公益法人等派遣条例第10条に規定する特定法人において就いていた業務(保険法第7条第2項に規定する通勤を含む。)を公務とみなす。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成19年4月1日から施行する。
(昇給日の変更に伴う特定職員の昇給区分及び昇給の号給数)
- 平成19年4月1日におけるこの規則による改正後の教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第33条に規定する特定職員の昇給区分及び昇給の号給数については、同条の規定にかかわらず、任命権者が人事委員会の承認を得て定めるものとする。
(教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成18年和歌山県人事委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「第6項」を「第5項」に改める。

附則第7項中「平成22年1月1日前」を「平成22年4月1日前」に、「平成22年1月1日以後」を「平成22年4月1日以後」に、「属する年の11月1日」を「属する年度の2月1日」に、「同年の10月1日」を「同年度の1月1日」に、「同年の翌年の1月1日」を「同年度の翌年度の4月1日」に、「平成19年1月1日から平成22年1月1日」を「平成19年4月1日から平成22年4月1日」に改める。

和歌山県人事委員会規則第17号

警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県人事委員会委員長 西浦 昭人

警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第19条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項を同条第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 前項の規定により警察官を昇格させる場合には、その者の勤務成績が良好であることが明らかでなければならない。

第26条中「1月1日」を「4月1日」に改める。

第34条（見出しを含む。）中「職員」を「警察官」に改める。

別表第3の1の部6の項第3号中「限る。）」の次に「の卒業」を加え、同表2の部2の項第3号中「、盲学校、ろう学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改め、「限る。）」の次に「の卒業」を加え、同表3の部1の項第1号中「、盲学校、ろう学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改め、同部2の項第1号中「盲学校、ろう学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改め、同表4の部第1号中「盲学校、ろう学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

別表第8の表中「及び第3項」を削り、同表の備考を次のように改める。

備考 外国派遣職員、公益法人等派遣職員及び公益法人等派遣条例第12条第1号に規定する退職派遣者に関するこの表の適用については、派遣先の業務、公益法人等派遣条例第2条第3項に規定する派遣先団体において就いていた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「保険法」という。）第7条第2項に規定する通勤（当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項に規定する通勤に該当するものに限る。）を含む。）及び公益法人等派

遣条例第10条に規定する特定法人において就いていた業務（保険法第7条第2項に規定する通勤を含む。）を公務とみなす。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
（昇給日の変更に伴う特定警察官の昇給区分及び昇給の号給数）

2 平成19年4月1日におけるこの規則による改正後の警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第30条に規定する特定警察官の昇給区分及び昇給の号給数については、同条の規定にかかわらず、任命権者が人事委員会の承認を得て定めるものとする。

（警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

3 警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「第6項」を「第5項」に改める。

附則第9項中「平成22年1月1日前」を「平成22年4月1日前」に、「平成22年1月1日以後」を「平成22年4月1日以後」に、「属する年の11月1日」を「属する年度の2月1日」に、「同年の10月1日」を「同年度の1月1日」に、「同年の翌年の1月1日」を「同年度の翌年度の4月1日」に、「平成19年1月1日から平成22年1月1日」を「平成19年4月1日から平成22年4月1日」に改める。

和歌山県人事委員会規則第18号

勤労手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県人事委員会委員長 西浦 昭人

勤労手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則

勤労手当の支給基準に関する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第8号及び第9号を次のように改める。

(8) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号。以下「勤務時間条例」という。）第13条の規定による病気休暇（公務上の負傷若しくは疾病、地方公務員災害補償法第2条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第3条第1項に規定する派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は地方公務員災害補償法第2条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）、公益法人等派遣職員若しくは公益法人等派遣条例第12条第1号に規定す

る退職派遣者の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病、労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤（派遣先の業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項に規定する通勤に該当するものに限る。）による負傷若しくは疾病又は結核性疾患によるものを除く。）により勤務しなかった期間（以下「病気休暇の期間」という。）から勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日、同条例第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日並びに同条例第10条第1項に規定する代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日が30日を超える場合においてその勤務しなかった期間

(9) 勤務時間条例第15条に規定する介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間（以下「介護休暇の期間」という。）から週休日等を除いた日が30日を超える場合において、その勤務しなかった期間

第4条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項第2号中「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」を「勤務時間条例」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 病気休暇の期間及び介護休暇の期間について、勤務しなかった期間を計算する場合には、週休日等の期間を除くものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第19号

職員の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

職員の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特地勤務手当に関する規則（昭和58年和歌山県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表田辺市の項中「企画部計画局地域振興課分室」を「世界遺産センター」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第20号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則（平成14年和歌山県人事委員会規則第35号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第2条第12号」を「第2条第9号又は第10号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第21号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県人事委員会委員長 西 浦 昭 人

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年和歌山県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の部本庁の款中「知事公室長 危機管理監 部長 参事 審議監 技監 知事公室次長 局長 考查監 副出納長」を「危機管理監 知事室長 部長 参事 技監 会計管理者 広報監 監察查察監 知事室次長 局長 生活安全監」に、「分室長」を「監察查察員」に、「考查員 課長補佐」を「総括課長補佐、課長補佐」に、「及び行政経営改革室」を「、監察查察室及び行政経営改革室」に、「又は行政経営改革室」を「、監察查察室又は行政経営改革室」に改め、同部地方機関の款振興局の項中「副参事」を「副参事 支所長 支所次長」に改め、同款防災航空センターの項の次に次のように加える。

世界遺産センター	事務長
----------	-----

別表知事部局の部地方機関の款高等技術専門校の項中「高等技術専門校」を「産業技術専門学院」に、「校長 副校長」を「学院長 副学院長」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。